二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該道府県の条例により指定された文化財	建造物　二四〇、〇〇〇円 美術工芸品　一〇、〇〇〇円 無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財及び記念物　三〇、〇〇〇円

二　当該年度の四月一日現在における当該道府県の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に三〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
保存目的調査等	○・八
緊急調査のうち試掘確認調査	○・八
緊急調査のうち本発掘調査	○・三

四　文化財の活用に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

［削る］

［削る］

十五　軽費老人ホームの運営に要する経費があるとき。

二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該道府県の条例により指定された文化財	建造物　二四〇、〇〇〇円 美術工芸品　一〇、〇〇〇円 無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財及び記念物　三〇、〇〇〇円

二　当該年度の四月一日現在における当該道府県の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に三〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
保存目的調査等	○・八
緊急調査のうち試掘確認調査	○・八
緊急調査のうち本発掘調査	○・三

四　文化財の活用に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

次の算式によって算定した額

算式

（A－B）×0.8

算式の符号

A　軽費老人ホームの利用料減免事業に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税における基準財政需要額のうち、高齢者保健福祉費の算定に用いた65歳以上の人口（当該道府県内に所在する指定都市及び中核市に係る65歳以上の人口を除く。）に1,391円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）